

高松家庭裁判所委員会（第36回）議事概要

1 日時

令和4年7月15日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

亀谷哲也、田中昌和、坪井祐子、徳井真、長町協子、藤澤恒子、細川充、向井祐子、本山秀樹、山下直子

(2) 説明者

土井環（主任書記官）

(3) 事務担当者

小野理恵子（首席家庭裁判所調査官）、松岡正樹（首席裁判所書記官）、川人廣美（訟廷管理官）、渡邊泉（事務局長）、河北克之（事務局次長）、田中泰史（総務課長）、鈴木加都子（総務課課長補佐）、大谷みそら（総務課主任）

4 議事（■委員長、○委員、●説明者又は事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長挨拶

(2) 本日のテーマ「成年後見制度について～関係機関と家庭裁判所の連携～」に関する協議

ア テーマに関して、説明者が説明を行った。

イ 質疑応答及び意見交換

■本日のテーマについて各委員から御意見を伺いたい。

○高松家庭裁判所管内における成年後見制度の利用状況を教えていただきたい。

●まず利用者数でいうと、令和3年12月末時点における成年後見、保佐、補助及び任意後見の各制度の利用者数合計は2045人である。申立件

数については、令和3年度の成年後見、保佐、補助、任意後見の各制度の利用申立て件数は合計で312件である。

- 私の知る限りでは、香川県の高齢者が約30万人、認知症の患者が県内に約5万人いる中で、利用者数約2千人という数字はかなり少ないと感じた。私も、以前に親族について成年後見制度の利用を検討したが、制度が分かりづらい、煩雑で使いづらいなどの理由で利用しなかった。もう少し利用しやすい中間的な制度があると良いと思う。

また、今後、裁判所と関係機関や自治体とが連携して取り組んでいくことになると思うが、裁判所が、それらの取組について積極的に発信していくと、悩みを抱えている家庭に道筋を示すことができるのではないかと思う。

- 成年後見制度の申立件数が増えたとしても、親族以外の第三者の後見人の担い手が確保できなければ制度がうまく回らないのではないかと思うが、現在どのような状況か。

- 全国的な統計資料によると、親族が後見人になっている案件が全体の20パーセント弱であり、それ以外は第三者が後見人を務めているという状況である。親族以外の内訳は、弁護士が約26パーセント、司法書士が約40パーセント、社会福祉士が約18パーセントである。

- 後見人の担い手の確保に関して、香川県内でも市町で市民後見人講座をしていただいたり、社会福祉協議会で支援員として経験を積んでいただいたりと御対応いただいている。

法人後見については、後見人の業務を一人に対応すると継続的なサービスの提供が難しい部分もあるので、組織で対応できるよう法人も後見人になることができるという仕組みになっている。香川県内の現状としては、社会福祉協議会や専門職団体に受けていただくことが多いが、これら以外の法人も含め、後見人の担い手を増やすことができないか考えて

いるところである。

- 後見人の担い手として、民間参入を促すことはいかがか。
- 民間の参入が法律上できないわけではないが、後見人の仕事をしていただく上で、ある程度基盤がしっかりしており、適切な体制が整っているかなどを検討し、選任するかどうかを考えていくことになると思われる。後見人の報酬は、本人の財産が原資になっており、裁判所が予算を確保して後見人に支払うことは制度上できないという状況の中で、その報酬だけで民間企業がやっていけるかというところ、厳しいところがあるのではないかと。ただ、これらの点については、第二期成年後見制度利用促進基本計画において、予算的措置も含めて指摘されているところであり、今後の議論としては考えられる内容だと思う。
- 成年後見制度の利用等について検討していく上で、自治体が関係機関と事例検討することは有意義だと思うが、裁判所としては、こうした事例検討を行うことについてどう考えているのか。
- 裁判所は、提示された問題に対して事後的に関与し判断するという仕組みの組織であるため、あらかじめ予想される最終的な法的判断を示すようなコメントはしづらいところがある。一方で、このような対応では裁判所の判断内容が外部からよく分からないとの御指摘を受けたこともあり、それでは、今後、どのようにして関係機関との間で認識を共有していけばよいかをまさに問題である。個々の事例を扱うことは、プライバシー等の問題があり難しいところもあるが、全国的には、抽象的な事案を基に、裁判所が判断する上での考慮要素は何かを示すといった試みをしているところもあると聞いており、有用な方策の一つではないかと考えている。
- これから高齢化が進み、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、親族と疎遠になり、サポートを受けられない方が増えるのではないかと、そのような場合の対応について伺いたい。

- そのような場合には、制度上、市区町村の長が申立てをすることができ
ることになっている。令和3年の統計資料では、市区町村の長が申立人とな
ったケースが約23.3パーセントとなっている。
- 身寄りのない方において成年後見の必要性が生じた場合、地域の方や民
生委員から地域包括支援センターに情報が入り、その後、同センターから
自治体の相談機関へと情報が行き、そこで中核機関が関与して、市町の長
からの申立てへつながっていくような流れになると思う。
- 被成年後見人が障害者の場合、親御さんが成年後見人になることも多い
と思うが、双方ともに高齢になり、後見人の負担が大きいという話を聞いた
ことがある。そういった場合、成年後見人の変更手続はスムーズにでき
るのか。
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画でも、成年後見人の交代をスムー
ズに行うために家庭裁判所と中核機関が連携することが課題として挙げ
られている。
- 一般の方が後見人の後任者を探すことは難しいと思うので、例えば後見
人バンクではないが、そういった紹介できる先があれば良いと思った。
- 裁判所と中核機関とが連携して、成年後見制度の利用につなげていくた
めに、中核機関の役割がこれからの課題となると思う。
- 困った人は中核機関に相談すれば何とかしてくれる、本人と本人を取り
巻くチームを地域でサポートしていくといった社会を目指して取り組む
中で、福祉行政と司法がどのように相互理解していくかを考えていかな
ければいけない。
- 制度の理解を求めるために、裁判所から積極的に発信していかなければ
ならないが、どういった方法が良いかなど、御意見を頂戴したい。
- 家庭裁判所にお願いしたいのは事例の開示である。事例を開示していた
くことで、それぞれの家庭で問題を抱えている方が必要な情報にアク

セスしやすくなるのではないか。

- 裁判所が作成しているパンフレットが分かりやすいので、このパンフレットを必要な方に届けるというのは難しいのか。成年後見制度について、インターネットやSNSを利用するのが効果的かは分からないが、大学では、広報にSNSなどを活用している。
- お年寄りへの広報であれば、パンフレットなどの冊子を市報と一緒に配布するのはどうか。また、後期高齢者の方には、保険証を送付する際にパンフレットを同封するというのはどうか。
- 成年後見制度は、かなりの個人情報扱うのではないかと感じるが、成年後見人は、御本人一人に対して、一人の後見人が対応するのか。その後見人から、御本人や御家族に対して必要な情報を教えてもらえるのか。
- 後見人の仕事の範囲としては、全範囲に関わってくるということになるが、そもそも、医療や福祉など御本人を取り巻くチームがあり、その中で後見人は、御本人の意思をくみ取りながら、重要な意思決定をサポートしていくという関わり方になると思う。
- 裁判所だけでなく検察庁や弁護士も、行政の方々と接点を持つ部分が増えてきたが、裁判所、検察庁、弁護士の法曹的な考え方と行政・福祉の考え方とは異なる点が多いので、まずは相互交流を進めてお互いを理解することが必要だと思う。
- 司法と福祉行政との連携についても、現在、手探りでやっているところであるが、御意見はあるか。
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、福祉と司法の連携強化の重要性が指摘されており、裁判所も福祉について理解を深めていかなければならない。今後も御教示いただきたい。

(3) 次回期日

令和4年12月21日（水）午後1時30分から開催することとした。